

さいたま市障害者生活支援センター運営業務委託事業者選定委員会（さいたま市南部地域）運営要綱

（設置）

第1条　さいたま市プロポーザル方式等による委託業務事業者選定委員会条例（平成26年さいたま市条例第15号）第3条の規定に基づき、さいたま市障害者生活支援センター運営業務（以下「センター運営業務」という。）を受託する事業者の選定に当たり、さいたま市障害者生活支援センター運営業務委託事業者選定委員会（さいたま市南部地域）（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条　委員会は、別表1に定める業務の受託事業者の選定基準の策定及び受託事業者の選定に関する事項を審査する。

（対象地域）

第3条　委員会の対象地域は、さいたま市の中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区とする。

（組織）

第4条　委員会は、別表2に定める委員をもって組織する。

2　委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

3　委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（委員会）

第5条　委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2　委員会は、必要に応じて提案者のプレゼンテーションを求めることができる。

3　委員は、提案書及び提案者のプレゼンテーションにより、市長が別に定める評価基準に基づき、各々独立して提案の優劣を採点する。

4　委員会の会議は、非公開とする。

（庶務）

第6条　委員会の庶務は、福祉局障害福祉部において処理する。

（委任）

第7条　この要綱に規定するもののほか、委員会の議事について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1　この要綱は、令和6年4月26日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、センター運営業務を受託する事業者が選定される日限り、その効力を失う。